しらす機船船びき網漁業

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和２年１１月２０日県規則第７１号）第４条第３号に規定するしらす機船船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（１）漁業種類

しらす機船船びき網漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

２２７隻

（３）船舶総トン数

１５トン未満であって許可証に記載された総トン数

（４）推進機関の馬力数

制限は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

（５）操業区域

操業区域は伊勢湾、三河湾及び渥美外海とする。ただし、次のアからクまでの点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域、ケからトまでの点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域のうち伊勢湾の海域、愛知県の最大高潮時海岸線から５００メートル以内の海域及び三重県の最大高潮時海岸線から３，７０４メートル以内（東経１３６度４７分４５秒の線以西に限る）の海域を除く。

なお、渥美外海のうち愛知県の最大高潮時海岸線５００メートル以内の第１種共同漁業権漁場区域について当該漁業権者の承諾を予め受けた場合は操業区域に含む。

ア　三重県鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台
イ　常滑市大野町沖合伊勢湾灯標
ウ　常滑市常滑港南防波堤端から２７０度４，０００メートルの点
エ　知多郡美浜町野間埼灯台から３３８度１１分９，０２９メートルの点
オ　知多郡美浜町野間埼灯台から３５１度０２分８，４８５メートルの点
カ　知多郡美浜町野間埼灯台から３２２度３５分３，１８１メートルの点
キ　知多郡美浜町野間埼灯台から２７０度２，２００メートルの点
ク　知多郡美浜町野間埼灯台
ケ　北緯３４度３０分２２秒東経１３６度４７分４５秒の点
コ　北緯３４度３２分５９秒東経１３６度４７分０２秒の点
サ　北緯３４度３４分４６秒東経１３６度５０分３３秒の点
シ　北緯３４度３５分１６秒東経１３６度５２分１５秒の点
ス　北緯３４度３５分４２秒東経１３６度５３分００秒の点
セ　北緯３４度３４分２１秒東経１３６度５７分５５秒の点
ソ　北緯３４度３３分５２秒東経１３７度００分０９秒の点
タ　三重県鳥羽市神島町オーカ鼻

チ　三重県鳥羽市神島町ゴリ鼻
ツ　三重県鳥羽市答志町長刀鼻
テ　三重県鳥羽市桃取町島ヶ埼
ト　三重県鳥羽市小浜町西埼

（６）漁業時期

１月１日から１２月３１日まで

（７）漁業を営む者の資格

ア　県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第２条第１項第１号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

イ　渥美外海において、愛知県の最大高潮時海岸線５００メートル以内の第１種共同漁業権漁場区域を操業区域とする場合にあっては、アに規定する者かつ当該漁業権者の承諾を予め受けた者。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年１１月２５日（水）午前８時４５分から令和８年１２月２５日（金）午後５時３０分まで

３　備考

（１）この許可の有効期間は、令和９年２月１日（月）から令和１２年１月３１日（木）までとする。

（２）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア　伊勢湾及び三河湾のうち次の（ア）から（オ）までの点を順次結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域で操業してはならない。

（ア）　田原市立馬埼灯台
（イ）　知多郡南知多町尾張大磯灯標
（ウ）　北緯３４度３９分３０秒東経１３７度０１分０５秒の点
（エ）　知多郡南知多町尾張野島灯台
（オ）　知多郡南知多町羽豆埼突端

イ　使用する漁具は次の範囲内でなければならない。

（ア）網目は５０センチメートルにつき１４０経以上２４０経以下
（イ）袋網の長さは７５メートル以下、網口仕立枚数は２４枚以下

ウ　夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（３）愛知県漁業調整規則第１１条第６項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和８年１１月２４日　　愛知県知事　大村秀章